

# 令和2年もとす広域連合議会

## 第3回定例会 会議録

令和2年10月22日（木） 開会

令和2年11月 2日（月） 閉会

もとす広域連合

# 令和2年第3回もとす広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（10月22日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○副議長の選挙	4
○常任委員会委員の選任	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第11号 より議案第17号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託	6
○散会の宣告	16

### 第 2 号（11月2日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○説明のため出席した者	17
○職務のため出席した職員	18
○開議の宣告	19
○議事日程の報告	19
○議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	19
○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	20
○議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	22
○議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	23
○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	25
○議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	26
○議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	27

○閉会の宣告	28
○署名議員	31

令和2年第3回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和2年10月22日（木曜日）午前9時20分開会

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定      |  |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第 3 | 会期の決定      |  |
| 日程第 4 | 諸般の報告      |  |
| 日程第 5 | 副議長の選挙     |  |
| 日程第 6 | 常任委員会委員の選任 |  |
| 日程第 7 | 承認第 1号     | 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第 8 | 議案第11号     | もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 9 | 議案第12号     | 令和元年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について                  |
| 日程第10 | 議案第13号     | 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第11 | 議案第14号     | 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第12 | 議案第15号     | 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について                  |
| 日程第13 | 議案第16号     | 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について              |
| 日程第14 | 議案第17号     | 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について            |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番  | 馬 渕 | ひろし | 2番  | 松 野 | 貴 志 |
| 3番  | 今 木 | 啓一郎 | 4番  | 棚 橋 | 敏 明 |
| 5番  | 広 瀬 | 武 雄 | 6番  | 若 園 | 五 朗 |
| 7番  | 松 野 | 藤四郎 | 8番  | 今 枝 | 和 子 |
| 9番  | 寺 町 | 茂   | 10番 | 白 井 | 悦 子 |
| 11番 | 若 原 | 敏 郎 | 12番 | 大 西 | 徳三郎 |

13番 村木俊文  
15番 井野勝巳

14番 鈴木浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	代 表 監 査 委 員	折 戸 俊 行
事 務 局 長	伊 藤 巧	総 務 課 長	青 木 竜 治
介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則	会 計 管 理 者	有 里 弘 幸
老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長	高 橋 英 明	療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光
衛 生 施 設 長	伊 藤 弘 美		

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	棚 橋 美 佳 子
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時20分

◎開会の宣告

○議長（若園五郎君） ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和2年第3回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若園五郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若園五郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎議席の指定

○議長（若園五郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの議席のとおり指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若園五郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

3番 今 木 啓一郎 君

9番 寺 町 茂 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若園五郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月15日の議会運営委員会におきまして、本日から11月2日までの12日間にはどうかと決められました。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から11月2日までの12日間とすることに決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○議長（若園五郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

2件の報告をします。

1件目は議員の異動について報告します。

令和2年9月29日、本巣市議会選出の当広域連合議会議員1名から辞職願が提出され、同日許可いたしました。これを受けて、同日、本巣市議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、臼井悦子君が選出されました。

2件目は、閉会中における議会運営委員の異動について報告します。

議会運営委員であった本巣市選出の委員1名が辞職したことに伴い、その後任として9月29日に臼井悦子君を委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、指名しましたので報告します。

なお、議員の異動に伴う常任委員会委員の選任については、この後議題といたしたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。



### ◎副議長の選挙

○議長（若園五郎君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定いたしました。  
副議長に臼井悦子君を指名します。  
お諮りします。  
ただいま議長が指名いたしました臼井悦子君を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。  
したがって、ただいま指名いたしました臼井悦子君が副議長に当選されました。  
ただいま副議長に当選されました臼井悦子君が議場におられます。  
会議規則第33条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。  
臼井悦子君のご挨拶があります。  
臼井悦子君。
- 10番（臼井悦子君） ただいま議長様のご指名をいただきまして、また議員各位の温かいご賛同をいただきまして、私が副議長という重責を担うことになりました。何分未熟ではございますが、議長を補佐し、もとす広域連合議会の推進並びに連合市町の連携の強化、発展に一生懸命努力していきたいと思っております。  
皆様方には大変お世話になりますけれども、どうかよろしくお願い申し上げます。  
簡単ではございますが、副議長の就任のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。  
〔副議長、自席に着席〕



#### ◎常任委員会委員の選任

- 議長（若園五朗君） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。  
ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。  
そのまましばらくお待ちください。  
〔委員会構成名簿を配付〕
- 議長（若園五朗君） お諮りします。  
常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。  
ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。



したがって、常任委員会委員の選任についてはお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。



**◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第11号より議案第17号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託**

○議長（若園五郎君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてより、日程第14、議案第17号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） おはようございます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、提案説明を申し上げたいと思います。

本日ここに令和2年第3回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年の初め頃から感染拡大が続いております新型コロナウイルス感染症はいまだ収まらない中、これから冬に向けて季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているところでございます。また、全国では観光需要の低迷や外出自粛要請等により大きな影響が及んでいる多様な産業において、雇用の維持と事業継続に取り組むため、国・県・市町村などによります様々な景気対策が行われております。このため、人と人との交流が盛んになりつつあることから、いつどこで感染者が発生してもおかしくない状況でございます。

当広域連合には多くの高齢者や幼児と関わりがあります老人福祉施設大和園や幼児療育センター等の施設があり、より一層職員の衛生管理、健康管理を行うとともに、感染者を出さないよう徹底した対策を講じていかなければならないと強く思うところでございます。

今後も続くと予想される新しい生活様式の中、一刻も早く新型コロナウイルスのワクチン、特効薬が開発され、普通の日常生活に戻れるように切に願うところでございます。

さて、当広域連合が運営いたします介護保険事業をはじめとする各事業の執行につきましても、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政機関として、その役割を果たすため、引き続き誠心誠意努めてまいります。議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いいたします議案は、承認案件が

1件、条例の改正に関する案件が1件、決算認定に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の合計8件でございます。

それでは、ただいまより、定例会への提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に関する規定を定めるため、専決により、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正したものでございます。

次に、議案第11号 もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、常勤職員等の他の一般職の職員と異なる方法で行うこととするため、条例で定めるものでございます。

次に、議案第12号 令和元年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和元年度の一般会計決算額は、歳入が前年度比較2.3%減の4億9,211万1,625円、歳出が前年度比較5.2%減の4億4,528万2,795円、実質収支は4,682万8,830円の黒字でございます。

この一般会計は、本庁の総務課関係分、療育医療施設の幼児療育センター関係分及び休日急患診療所関係分、そして衛生施設関係分の3部門で構成されております。

歳出では、衛生施設のもとす地域循環型社会形成推進地域計画の関連業務で719万2,000円の減、維持修繕工事で1,800万9,940円などの減により2,461万5,112円の減となりました。

引き続き、経常的な経費等の抑制を図るなど創意工夫をし、堅実な運営に鋭意努力をいたします。

次に、議案第13号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当広域連合において、予算上最大のウエイトを占める介護保険事業の令和元年度の決算額は、歳入が前年度比較0.2%増の77億5,368万2,088円、歳出が前年度比較2.2%増の75億372万4,104円、実質収支は2億4,995万7,984円の黒字でございます。

歳出の保険給付費においては66億1,795万6,186円となり、前年度に比べて3.0%の増で、金額にして1億9,119万794円の増加となりました。

次に、地域支援事業費においては3億5,539万4,218円となり、前年度に比べて1.1%の増で、金額にして384万3,568円の増加となりました。

今後とも、介護保険計画の基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を念頭に、組織市町との連携を強化し、高齢者をはじめ地域住民の皆様にご理解や啓発により一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取組の改善を図り、

収納率の向上を目指してまいります。

次に、議案第14号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和元年度の決算額は、歳入が前年度比較2.1%増の9億9,302万5,071円、歳出が前年度比較1.1%増の8億9,783万6,164円、実質収支は9,518万8,907円の黒字でございます。

平成30年度は設備の老朽化に伴う更新により工事請負費が増となり、また介護職員処遇改善加算が1から2に変更となったことによる収入の減により、実質単年度収支はマイナスとなりましたが、令和元年度については、サービス事業収入の増加により実質単年度収支は黒字となりました。

当老人福祉施設大和園は開園以来65年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ公設・公営ということからも地域住民の信頼の確保と地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。

今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいります。

次に、議案第15号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,565万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億295万1,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は令和元年度決算額が確定したことに伴い、繰越金2,422万7,000円を増額いたします。

また、県支出金として新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金142万4,000円を追加いたします。

歳出は、総務費で人事異動に伴う人件費の所要額と財政調整基金への積立てとして2,089万3,000円を計上いたします。

民生費では、幼児療育センターにおいて、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費と人事異動や昇格等に伴う人件費などで341万6,000円を計上いたします。

衛生費では、休日急患診療所においての新型コロナウイルス感染症対策に係る経費などで135万4,000円を計上いたします。

次に、議案第16号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,812万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億2,012万7,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、令和元年度決算額が確定したことに伴い、繰越金1億5,995万7,000円を増額し、市町負担金1,321万3,000円を減額いたします。

歳出の主なものは、保険給付費では給付見込みにより、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費それぞれ増額、減額を行っております。な

お、給付費全体では増減はございません。

基金積立金では、介護給付費準備基金積立金として4,491万1,000円を増額いたします。

諸支出金では、令和元年度の精算によって生じる償還金として1億363万3,000円を増額いたします。

次に、議案第17号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,634万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,004万6,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は令和元年度決算額の確定に伴い、繰越金1,718万8,000円を増額いたします。

また、県支出金として新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金915万8,000円を追加いたします。

歳出は、総務費で新型コロナウイルス感染症対策に係る経費915万8,000円、財政調整基金への積立てとして2,040万2,000円を計上いたします。

民生費、サービス事業費では、人事異動に伴う人件費につきまして、所要額を計上いたします。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 続きまして、一括議題中、議案第12号より議案第14号までの令和元年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、折戸俊行君。

○代表監査委員（折戸俊行君） 代表監査委員の折戸と申します。よろしくお願いいたします。

監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は令和元年度もとす広域連合一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、合計3つの会計です。

審査は8月26日に実施し、決算書に基づき担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月の出納検査の結果と併せ、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査いたしました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。

それでは、ご報告を申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書5ページの3、実質収支をご覧ください。  
令和元年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額92億3,881万8,784円、歳出総額88億4,684万3,063円、差引き3億9,197万5,721円の黒字となっております。次年度へ繰り越す財源がゼロ円のため、そのまま実質収支額となっております。

6ページへお進みください。

この表は、市町負担金です。もとす広域連合規約に基づく負担金として、令和元年度は、瑞穂市より6億701万1,600円、本巢市より5億9,084万2,000円、北方町より2億4,984万4,100円で、合計14億4,769万7,700円です。

7ページへお進みください。

公債の償還状況です。令和元年度末現在高は7,465万940円であります。令和元年度中の元金償還金は4,611万7,627円となりました。

8ページから9ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は4億9,211万1,625円、歳出総額は4億4,528万2,795円で、差引き4,682万8,830円の剰余金が生じました。

10ページから15ページにかけて、一般会計を総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けてありますのでご説明いたします。

10ページから11ページへお進みください。

一般会計の総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億67万6,366円、歳出総額は9,330万9,693円で、差引き736万6,673円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬、職員及び市町派遣職員の人件費等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

12ページから13ページへお進みください。

一般会計の療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億5,481万9,749円、歳出総額は1億3,520万3,995円で、差引き1,961万5,754円の剰余金が生じました。

幼児療育センターにおいて、発達支援が必要な就学前の子供に対して相談・療育指導が実施されておりますが、幼児療育に対して社会や保護者等の関心が年々高まっている中、人件費の抑制に配慮しつつ、これからもよりよい療育指導が実施されることを望みます。

審査の結果、休日急患診療所を含め、適正に処理されていると認められました。

14ページから15ページへお進みください。

一般会計の衛生施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は2億3,661万5,510円、歳出総額は2億1,676万9,107円で、差引き1,984万6,403円の剰余金が生じました。

西棟が昭和58年、東棟が平成2年に建設された施設であることから、長寿命化対策として、平成29年度に策定した「もとす地域循環型社会形成推進地域計画」を進める中、経常的な設備の予防保全として、維持補修工事費7,460万8,700円の執行がなされました。

今後、循環型社会の形成に寄与しつつ、施設の安全な管理等に留意して運営されることを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

16ページから17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は77億5,368万2,088円、歳出総額は75億372万4,104円で、差引き2億4,995万7,984円の剰余金が生じました。

令和元年度は第7期介護保険事業計画の中間の年度でしたが、歳入は前年度に比べ1,548万5,910円の増となりました。

内訳としまして、介護保険料については、第1号被保険者数が2万6,070人から2万6,436人へと増加しましたが、低所得者軽減強化などにより介護保険料が1,340万700円の減となりました。

また、市町負担金が2,527万2,300円の減となる一方で、国庫支出金が1,141万7,007円の増、支払基金交付金が3,466万2,978円の増、県支出金が66万1,652円の増となりました。

歳出は前年度に比べ1億6,039万5,785円の増となりました。保険給付費1億9,119万794円の増が主な原因ですが、その中において居宅介護サービス給付費が3,130万9,499円の増のほか、地域密着型介護サービス給付費が2,716万7,626円の増、施設介護サービス給付費が8,937万3,475円の増となりました。

なお、保険料の収納状況としまして、全体の収納率は96.92%から97.02%に上昇しているものの、滞納繰越分普通徴収保険料については、収入済額838万2,950円、不納欠損額は1,218万9,400円となり、収納率は18.47%から17.80%へと下落しました。滞納繰越分の収入未済額も2,646万750円となっており、これ以上状況を悪化させないよう、滞納者の動向を調査するとともに、保険料納付の公平性を保つための滞納処分など、構成市町と協力して徴収体制を一層整備し、不納欠損額及び収入未済額の減少に一層の努力をしていただくことを強く望むものであります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

18ページから19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は9億9,302万5,071円、歳出総額は8億9,783万6,164円で、差引き9,518万8,907円の剰余金が生じました。

なお、歳入歳出差引額から繰越金、繰入金及び積立金を除いた実質的な事業収支差額につきましては、約1,117万円のプラスとなりました。

老人福祉施設特別会計は、平成25年度から平成27年度の3年間、実質

単年度収支がマイナスの赤字経営となったため、平成28年度から経営改善に取り組んでおります。平成28年度から令和元年度までの4年間の実質単年度収支は、老朽化した設備の更新に係る工事費が多かった平成30年度を除き、いずれもプラスの黒字経営で推移しております。

歳入につきまして、総額で前年度に対し2,049万226円の増額となりました。増額の主な要因は、サービス事業収入が4,296万7,790円の増額となったことによるものです。

内訳としましては、介護保険における各サービス事業収入は、利用者数の増加により通所介護事業収入が約747万円増、認知症通所介護事業収入が約851万円の増、短期入所生活介護事業収入が約1,446万円の増、施設介護事業収入が約7,849万円の増であった一方、居宅介護サービス計画事業収入が約269万円の減となりました。なお、認知症短期入所生活介護事業収入はユニット型特別養護老人ホームへの変更により施設介護事業収入への切り替わったため、約6,328万円の減となりました。

歳出につきましては、前年度に対し934万8,249円の増となりました。

内訳としまして、工事請負費が588万4,920円の減となった一方で、人件費等が1,019万5,317円の増、需用費が435万2,874円の増となっております。

審査の結果、適正に処理されていると認められましたが、サービス事業収入の個人利用料の一部について滞納が見受けられました。滞納については、断固たる態度をもって徴収するとともに、新たな滞納が生じないための対策が講じられることを強く望みます。

また、審査の中で送迎用公用車の交通事故の報告を受けました。幸いにも物損事故でしたが、交通事故が介護サービス利用者の生命に関わる重大な問題であることを認識していただき、交通法規の遵守、安全運転の徹底はもとより、車両を運転される職員の体調管理にも十分に配慮の上、交通事故防止のために努めていただきたいと存じます。

最後に、全体の収支状況について、令和元年度の黒字経営を今後も継続されるよう、より一層収支の改善に努められることを強く望むものであります。

以上、決算審査の概要について報告させていただきましたが、この内容は村木監査委員と一致した意見であることを述べ、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 以上で提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

全員協議会を10時から再開いたしますので、第1委員会室へ、移動をお願いします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時44分

- 議長（若園五郎君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。  
承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
承認第1号に対する質疑はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。  
異議はございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。  
よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。  
承認第1号に対し、まず反対討論はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。  
承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（若園五郎君） 起立全員でございます。  
よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。  
議案第11号 もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
議案第11号に対する質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております議案第11号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。  
ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） ご異議がないものと認めます。  
よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。  
議案第12号 令和元年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。



議案第12号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第12号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係いたしますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することといたしましたが、10月23日から開催されます総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する決算の認定について、協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第13号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第13号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第14号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。

議案第15号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第15号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第15号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係していますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、10月23日から開催されます総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について、協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第16号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第16号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務介護常任委員会に

付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第17号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。



### ◎散会の宣告

○議長（若園五郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

10月23日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査等をお願いいたします。

なお、11月2日は午前9時より本会議を開催します。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時54分

令和2年第3回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和2年11月2日（月曜日）午前9時03分開議

- |       |           |                                       |
|-------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 号 | もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 号 | 令和元年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 3 | 議案第 1 3 号 | 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 号 | 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 5 | 議案第 1 5 号 | 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について         |
| 日程第 6 | 議案第 1 6 号 | 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について     |
| 日程第 7 | 議案第 1 7 号 | 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について   |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	馬 渕	ひろし	2 番	松 野	貴 志
3 番	今 木	啓一郎	4 番	棚 橋	敏 明
5 番	広 瀬	武 雄	6 番	若 園	五 朗
7 番	松 野	藤四郎	8 番	今 枝	和 子
9 番	寺 町	茂	10 番	白 井	悦 子
11 番	若 原	敏 郎	12 番	大 西	徳三郎
13 番	村 木	俊 文	14 番	鈴 木	浩 之
15 番	井 野	勝 巳			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長 藤 原 勉 副 連 合 長 森 和 之  
副 連 合 長 戸 部 哲 哉 事 務 局 長 伊 藤 巧

総務課長	青木 竜 治	介護保険課長	佐藤 之 則
会計管理者	有里 弘 幸	老人福祉施設 大和園 長	高橋 英 明
療育医療施設長	國井 弘 光	衛生施設長	伊藤 弘 美

**職務のため出席した職員**

書記長	古澤 秀 樹	書記	棚橋 美佳子
書記	坂上 翔		

開議 午前 9時03分

◎開議の宣告

- 議長（若園五朗君） 改めまして皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は14人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。  
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（若園五朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（若園五朗君） 日程第1、議案第11号 もとす広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
議案第11号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。  
総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

- 総務介護常任委員長（松野藤四郎君） おはようございます。  
総務介護常任委員会で審議した結果についてご報告いたします。  
ただいま議題となりました議案第11号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。  
総務介護常任委員会は、10月23日午前8時59分より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第11号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、会計年度任用職員の任用方法については、競争試験あるいは選考によることとされているが、当広域連合はどちらの方法で任用しているのかとの質疑がありました。執行部からは、当広域連合では会計年度任用職員の任用方法については、選考によることとしている。前年度まで日日雇用職員あるいは嘱託員として採用していた職員については、履歴書等による書類選考を行い、本年度4月1日より会計年度任用職員として任用を行った。なお、今後、会計年度任用職員についても常勤職員と

同様に人事評価を行い、来年度、再度の任用を行う場合には、その人事評価をもって選考することとするとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第11号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第11号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員長報告によりますと、議案第11号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第11号 もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。



### ◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第12号 令和元年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第12号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第12号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第12号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、大西徳三郎君。

○療育医療衛生常任委員長（大西徳三郎君） ただいま議題となりました議案第12号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、10月26日午前8時56分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、若園議長の出席をいただきました。また、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について、補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第12号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度の終わり頃から休日急患診療所の利用者数が減っているが、現状はどうかとの質疑がありました。執行部からは、3月以降現在まで1日当たりの利用者数は1桁台で推移しているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症に対して、予算上特段の配慮はあったのかとの質疑がありました。執行部からは、新型コロナウイルス感染症流行の初期段階において、予算の範囲内で十分な量の消毒液等の確保に努め、予防対策に努めたとの答弁がありました。

そのほかの質疑については、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、議案第12号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第12号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。



これより採決を行います。  
議案第12号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第12号 令和元年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



### ◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五郎君） 日程第3、議案第13号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第13号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第13号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第13号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、介護保険特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに定例会初日の本会議において、代表監査委員より介護保険料の滞納に対しては滞納者の動向を調査するとともに、組織市町と協力して徴収体制を整備するようとの意見があったが、今後どのような体制を取るのかとの質疑がありました。執行部からは、今後組織市町の担当課長との会議を開催し、その際に高額滞納額順の一覧表を市町ごとに配付し、滞納整理への協力を呼びかける予定であるとの答弁がありました。

次に、令和元年度における翌年度繰越金の決算額が前年度決算額に対して約1億5,000万円少ない理由は何であるかとの質疑がありました。執行部からは、歳出の執行率が高かったため、余剰額が少なかったことによるものであるとの答弁がありました。

次に、介護給付費準備基金について、令和元年度決算で約1億4,500万円を積立て、基金の合計額が約7億円ということであるが、今後どのように運用する予定であるかとの質疑がありました。執行部からは、この基金については、第1号被保険者からの保険料が財源となっているため、現在策定中の第8期介護保険事業計画において、この基金を活用し、介護保険料の上げ幅を抑える、あるいは据え置くことを考えているとの答弁があり

ました。

そのほかの質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五郎君） 議案第13号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第13号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第13号に対する委員会での審査結果は認定です。議案第13号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第13号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



#### ◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五郎君） 日程第4、議案第14号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第14号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

○老人福祉常任委員長（若原敏郎君） ただいま議題となりました議案第14号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

老人福祉常任委員会は、10月28日午前8時58分より、本巢市役所真正分庁舎3階第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、若園議長の出席をいただき、また議案説明のため森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、

議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第14号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、老人保護措置費が減となったと説明があったが、その要因は何かとの質疑がありました。執行部からは、養護老人ホームの入居に関しては市町が判定し、その入居者の費用については、市町が措置費という形で負担している。近年の状況は新たな入居者が増えていない一方で、現在の入居者は高齢により亡くなられたり、要介護となり特別養護老人ホームや他の施設へ移る方が増えてきている。よって、全体の入居者数が減ったことが要因であるとの答弁がありました。

次に、以前は赤字経営であったが、平成28年度から経営改善に取り組んだことにより、黒字に転じたとの説明があったが、具体的に何に取り組んだのかとの質疑がありました。執行部からは、介護職員処遇改善加算をはじめとしたいろいろな加算を取得することで収入増を図ったほか、資格のある職員の採用や人材育成、人員配置の見直し等の取組を行ったこともあり、黒字に転じることができたとの答弁がありました。

次に、サービス事業収入について、令和元年度決算額が前年度決算額より約4,300万円増えているが、その要因は何かとの質問がありました。執行部からは、サービス事業収入の大きな部分を占めるデイサービス事業について、前年度に対し利用者数を増やせたことが要因であるとの答弁がありました。

次に、公債費充当負担金について、瑞穂市の負担金の割合が本巣市より少ない理由は何かとの質疑がありました。執行部からは、地方債を借入れた平成11年度当時は、本巣老人福祉施設事務組合であり、現在の2市1町ではなく、7町村の時代であった。7町村それぞれが均等割を負担していたため、現在の2市1町で換算すると、瑞穂市が7分の2、本巣市が7分の4、北方町が7分の1となる。この均等割部分については、公債費負担金を算定する上で大きく影響しているため、その結果、本巣市の負担金額が瑞穂市より多くなっているとの答弁がありました。

次に、送迎用リフト自動車借上料1台について、約82万円でリースしているが、年間これだけの金額を支払うのであれば、購入することも検討したほうがいいのかとの質疑がありました。執行部からは、今後長期的な視野に立ち、購入すべきかリースすべきか、どちらがより有効であるかを精査した上、決めてまいりたいとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第14号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第14号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

ただいまの出席議員は15人であり、定足数に達しております。

これより採決を行います。

委員長報告によりますと、議案第14号に対する委員会での審査結果は認定です。議案第14号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



#### ◎議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第15号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第15号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第15号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第15号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果

の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、大西徳三郎君。

- 療育医療衛生常任委員長（大西徳三郎君） ただいま議題となりました議案第15号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第15号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、療育医療衛生事業の各サービスにおいて、個人が負担すべき利用料等の収納状況はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、療育医療衛生事業の各サービスについては、個人が負担すべき利用料等については、現時点では未納はないとの答弁がありました。

そのほかの質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若園五郎君） それでは、議案第15号についての委員長協議結果報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第15号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第15号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）については可決されました。



### ◎議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（若園五郎君） 日程第6、議案第16号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第16号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありま

したので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

- 総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第16号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第16号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若園五郎君） 議案第16号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第16号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第16号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第16号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



### ◎議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（若園五郎君） 日程第7、議案第17号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第17号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

○老人福祉常任委員長（若原敏郎君） ただいま議題となりました議案第17号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第17号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、新型コロナウイルス感染症防止については、今までの取組に加え、当補正予算を有効に活用し、感染症を発生させないよう全力を尽くしていただきたいとの意見がありました。

その後、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第17号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第17号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第17号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第17号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



### ◎閉会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第3回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前 9時39分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月 2日

議 長 若 園 五 朗

署 名 議 員

3 番 今 木 啓 一 郎

9 番 寺 町 茂